

契約書

(契約の目的)

第1条 株式会社こうこう（以下「乙」という。）が設置する訪問看護ステーション こうこう（以下「事業所」という。）は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、（以下「甲」という。）に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、指定訪問看護（以下「サービス」という。）を提供します。

2 甲は、乙からサービスの提供を受けたときは、乙に対し、利用料自己負担分を支払います。

(契約の期間)

第2条 この契約期間は、令和 年 月 日からとします。

2 甲から更新解除の申し出がない限り、この契約は自動更新するものとします。
3 甲から更新解除の意思が表示された場合は、担当の介護支援専門員等に連絡を取り、必要な措置を講じます。

(居宅サービス計画変更の援助)

第3条 乙は、甲が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合は、速やかに介護支援専門員に連絡するなど必要な援助を行います。

(サービス内容の変更)

第4条 甲は、いつでもサービスの内容の変更を申し出ることができます。乙は甲から申し出があった場合、第1条に規定するサービス契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。

(介護保険の適用を受けないサービスの説明)

第5条 乙は、その提供するサービスのうち、介護保険（医療保険）の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料を説明し、甲の同意を得ます。

(甲の解約権)

第6条 甲は、乙に対し、いつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合には、1週間以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

(甲の解除権)

第7条 甲は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除できます。

- 一 乙が、正当な理由なく、本契約に定めるサービスを提供せず、甲の請求にも関わらず、これを提供しようとする場合
- 二 乙が、第13条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 乙が、甲に対し、障がい者虐待防止法に反する行為・身体・財産・名誉等を傷つけ、又は、著しく不信行為を行うなど、本契約を継続し難い重大な事由が認められたとき

(乙の解除権)

第8条 乙は、甲が故意に法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為をなし、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、このサービス利用契約の目標を達することが著しく困難となったときは、文書により、1ヶ月以上の予告期間をもってこの契約を解除します。

- 2 乙は、前項によりこの契約を解除する場合には、担当の乙に連絡を取り、必要な措置を講じます。

(利用料金の支払い方法)

第9条 毎月、前月分を10日までに請求します。支払方法を選択していただき、選択した方法で25日までにお支払い下さい。

- ①窓口での現金支払い
- ②銀行振込

(利用料の滞納)

第10条 甲が、正当な理由なく乙に支払うべき利用料の自己負担分を3ヶ月以上滞納した場合には、乙は甲に対し、1ヶ月以上の期間を定めて、期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除する旨の催告をすることができます。

- 2 乙は、前項の措置を講じた上で、甲が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもってこの契約を解除することができます。

(契約の終了)

第 11 条 次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- 一 第 6 条に基づき、甲から契約の解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- 二 第 7 条に基づき、甲から契約の解除の意思表示がなされたとき
- 三 第 8 条に基づき、乙から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
- 四 甲が、入院又は介護保健施設へ入所した場合
- 五 甲が、死亡したとき

(損害賠償)

第 12 条 甲に対して、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。ただし、その損害の発生について、甲に故意又は過失が認められる場合には、甲のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合に限り、乙の損害賠償を減じる場合があります。

(個人情報の保護)

第 13 条 甲の、個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。

- 2 乙が得た甲の個人情報については、サービス担当者会議・事業所でのサービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて甲又はその代理人の了解を得ます。
- 3 乙は、業務上知り得た甲又はその家族の秘密を保持します。
- 4 従事者であった者に、業務上知り得た甲又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従事者との雇用契約の内容とします。

(苦情処理)

第 14 条 甲又はその家族は、提供されたサービスに不満がある場合、いつでも別紙「重要事項説明書」記載の苦情申立機関に、苦情を申し立てることができます。

- 2 乙は、甲に提供したサービスについて甲又はその家族から苦情の申し立てがあった場合は、迅速、適切に対応し、サービスの向上・改善に努めます。
- 3 乙は、甲が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(サービス内容等の記録・保存)

- 第 15 条 乙は、甲に対してサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日・内容及び介護保険（医療保険）から支払われる報酬等の必要事項を、所定の書面に記録します。
- 2 乙は、一定期間ごとに、目標達成の状況等を記録し、甲に説明し提出します。
 - 3 乙は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から 2 年間保存します。
 - 4 甲は、乙に対し、いつでも書面、その他のサービスの提供に関する記録の閲覧・謄写を求める事ができます。ただし、謄写に際しては、乙は甲に対して、実費当額を請求できるものとします。

(裁判管轄)

- 第 16 条 甲と乙は、本契約に関してやむを得ず訴訟になる場合は、甲の住所地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

(社会情勢及び天災)

- 第 17 条 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合がございます。
- 2 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を乙は負わないものとします。

(契約外条項)

- 第 18 条 本契約に定めない事項については、介護保険法等関係法令の定めるところを尊重し、甲及び乙の協議により定めます。本契約を証するため、甲乙は、署名または記名押印のうえ本契約書を 2 通作成し、甲乙各 1 通保有します。

令和　　年　　月　　日

(甲) 私は、この契約書に基づく指定訪問看護事業の利用を申し込みます。

利用者住所

利用者氏名

印

ご家族住所

ご家族氏名

印

利用者とのご関係

(乙) 私は、事業者として、甲の申し込みを受託し、この契約書に定める指定訪問看護事業を、誠実に責任をもって行います。

株式会社 こうこう

訪問看護ステーション こうこう

管理者 平地 愛 印

〒810-0031

福岡県福岡市中央区谷1丁目9-19 メディカルビル谷II 1F

TEL: 092-401-0247 FAX: 092-401-0248